

公立保育所等における紙おむつの定額制サービス 提供事業者 募集要項

1 趣旨

現状、公立の保育所や小規模保育施設、待機児童保育室（以下、「公立保育所等」という。）では、児童が使用するおむつは保護者に持参いただいているが、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、おむつの定額制サービスを導入するものである。

サービスの導入にあたっては、保護者が負担する利用料金のみでなく、事業者が持つ業務実績や専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して、保護者及び保育現場双方にとって最適な事業者を選択することから、本要項に基づき、提供事業者となる候補者を選定するものとする。

2 導入するサービスの概要

(1) サービス名

公立保育所等における紙おむつの定額制サービス

(2) サービスの目的

紙おむつの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

(3) サービスの概要 ※詳細は、別紙仕様書参照

サービスを導入する公立保育所等（以下、「導入施設」という。）に入所する児童の保護者が利用を希望し、申し込みを行った場合において、提供事業者が導入施設内における紙おむつの利用権を提供し、その対価として保護者が利用料金を支払うもの。

なお、サービス利用の有無は、保護者の任意とする。

(4) 実施期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

※利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間満了後も、あらためて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

3 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 過去5年間において、公立の保育施設において同種のサービスの提供実績があること。

4 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで保育幼稚園総務課宛送信すること。

提出期限：令和5年9月22日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 こども育成部課 保育幼稚園総務課

E-mail：hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/soumu/menu/61676.html>

5 参加申込及び企画提案書の作成及び提出

- (1) 参加申込

本手続きへの参加を希望する者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、提出すること。

- (2) 企画提案書等の作成及び提出

別紙仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

- ・企画提案書（任意様式）

次の事項は、企画提案書に必ず記載すること。

①保護者が負担する利用料金

②サービスに係るおむつのメーカー、商品名、規格

③提案者、保護者、市・導入施設それぞれの役割分担

- ・サービス提供実績調書（様式3号）

- (3) 留意事項

企画提案書には、提案者が特定できる記載はしないこと。

- (4) 提出方法等

提出期限：令和5年9月29日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 こども育成部課 保育幼稚園総務課

提出方法：郵送または持参による（提出期限までに必着）

提出部数：正本1部及び電子データ

備考：持参での提出を希望する場合は、予め市へ連絡すること。

- (5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した提案者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

6 審査

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された提案書類をもとに、7で示す審査基準に基づき書類審査を行い、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

① 結果通知

審査の結果は、令和5年10月中旬に当該審査を行った全ての者に対して通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

7 審査基準及び配点

審査方法は、以下の事務局審査及び委員審査によるものとする。

<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
サービス提供実績調書内容	過去5年間において、公立の保育施設で、本サービスと同種のサービスを提供した実績があるか。 (5点×令和5年8月末現在において、サービスが継続提供されている地方公共団体の数)	100
合計		100

<委員審査> (配点は委員1人あたり)

審査基準	審査内容	配点
保護者の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保護者の負担軽減につながる提案か。 (1)申込や料金の支払い、解約等の手続きの内容や方法は、保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。 (2)紙おむつの市場価格等を踏まえて、利用料金の水準は妥当か。 (3)サービスに係る紙おむつは、一般的に利用されているものか。 (4)その他、サービスの導入により保護者の負担軽減が図られるか。	35
保育現場の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保育現場の負担軽減につながる提案か。 (1)保護者への利用案内に係る資材提供等はあるか。 (2)利用者管理の内容や方法は分かりやすいか。 (3)紙おむつの在庫・発注管理の内容や方法は分かりやすいか。 (4)その他、サービス導入により保育現場の負担軽減が図られるか。	35

リスク対応の視点	導入後に想定されるリスクに対して、適切に対応を図る体制が整備されているか。また、他団体での実績等を踏まえて、本市において安定的なサービス提供が可能といえるか。	15
独自性の視点	仕様書に示された事項以外に、独自の視点で本市にとって有益な提案がなされているか。	15

※1 配点は選定会議の委員一人あたりのもの。

※2 各項目について5段階評価にて採点する。

・配点

- ① 事務局審査 100点
- ② 委員審査 1,100点(100点×11委員)
- ①と②の合計 1,200点とする。

8 候補者の決定

候補者は、上記7の採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を審査から除斥する。この場合、上記7の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減に係る視点」の配点の合計点が最も高い提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減に係る視点」の配点の合計点が同じ場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 候補者が1者のみであった場合は、審査を行い、配点の総合計点の60%以上であった場合に候補者とする。
- (5) 審査の結果、配点の総合計点の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

9 候補者との協議

市と候補者は、別紙仕様書及び候補者から提出された企画提案書等を踏まえ、サービスの導入に向けた協議を行う。

10 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

11 日程

参加申込期間	令和5年9月1日（金）午前9時から 令和5年9月29日（金）午後5時まで
質問期限	令和5年9月22日（金）
質問に対する回答	随時
審査結果通知	令和5年10月中旬（予定）
サービス提供開始	令和5年12月1日（金）（予定）

12 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出等に係る費用は、参加希望者の負担とする。

13 担当部署

茨木市 こども育成部保育幼稚園総務課 担当：川井・西川
TEL : 072-655-2753（直通）
E-mail : hy-somu@city.ibaraki.lg.jp